

令和5年7月14日

令和5年7月

茨木市農業委員会定例会議事録

茨木市農業委員会

茨木市農業委員会定例会議事録

1 開催日時 令和5年7月14日(金) 午後1時30分～3時10分

2 開催場所 茨木市役所 南館8階特別会議室

3 出席委員(12人)

| | | | | | |
|-----|-----|----|----|-----|--------|
| 会長 | 3番 | 小濱 | 邦臣 | | |
| 副会長 | 8番 | 中村 | 正治 | | |
| 委員 | 1番 | 森 | 善隆 | 2番 | 南野 悟 |
| | 4番 | 吉田 | 好 | 5番 | 大川 智恵子 |
| | 6番 | 矢頭 | 周 | 7番 | 西ノ坊 嘉治 |
| | 9番 | 中西 | 壽男 | 12番 | 吉田 公俊 |
| | 13番 | 久保 | 睦子 | 14番 | 中野 稔 |

4 出席農地利用最適化推進委員(7人)

| | | | | | |
|------|----|----|------|----|----|
| 第1地区 | 九鬼 | 実 | 第2地区 | 中井 | 昇 |
| 第3地区 | 中野 | 勝之 | 第4地区 | 上田 | 晶彦 |
| 第5地区 | 行田 | 修 | 第6地区 | 谷山 | 正昭 |
| 第7地区 | 辻 | 清一 | | | |

5 欠席委員(2人)

10番 大西 清一 11番 宮本 正裕

6 農業委員会事務局職員(3人)

| | | | | | |
|--------|----|-----|-------|----|----|
| 事務局長 | 谷田 | 明夫 | 事務局次長 | 松下 | 伸弘 |
| 事務局長代理 | 奥田 | 真貴子 | | | |

7 その他出席職員

農林課主幹 吉村 雅成

8 議事録署名委員

5番 大川 智恵子 6番 矢頭 周

9 議事日程

- (1) 一般事務に関する報告
- (2) 議事録署名委員の指名
- (3) 付議案件

議案第1号 農業経営基盤強化促進法の規定による農地利用集積計画設定

(利用権設定)

- 議案第2号 茨木市農業経営基盤強化促進基本構想の変更
報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出（専決処理分）
報告第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明

8 会議の概要

議 長

それでは、ただ今から令和5年7月定例会を開会いたします。
現在の出席委員は、12名でありますので会議は成立いたしております。
なお、推進委員の出席は、7名であります。

議 長

それでは議事日程に従い、順次進めてまいります。
始めに、一般事務に関する報告でございますが、お手元の資料のとおりでございますので、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。

議 長

次に、議事録署名委員の指名を行います。
慣例によりまして、私からご指名申し上げてもご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認め、議席番号5番、大川 智恵子委員、並びに、議席番号6番、
矢頭 周委員をご指名申し上げます。

議 長

これより付議案件の審議を行います。
議案第1号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画、利用権
設定、3件を議題といたします。
議案の審議に入ります前に、議案についての訂正がございますので、議案説明と
併せて事務局から説明をいただきます。
それでは申請内容につきまして、事務局の説明を求めます。
事務局長代理、奥田さん。

事務局

議案の説明に入らせていただく前に、議案の表題の訂正についてご説明申し上げます。

本年4月1日に農業経営基盤強化促進法が改正され、従前ありました農用地利用集積計画に関する規定が削除されておりますが、経過措置により、施行日から起算して2年を経過する日までの間は従前の例により、新たに農用地利用集積計画を定めることができるとされておりますことから、本議案を上程しております。

議案の表題、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によるという部分につきまして、第18条第1項の文言を削除していただき、表題を農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画利用権設定に修正をお願いいたします。

本年4月以降、定例会でご審議いただきました議案につきましても同様でございます。本年4月定例会、議案第2号、5月定例会、議案第1号、6月定例会、議案第2号につきましても同様に修正をお願いいたします。

訂正しましてお詫び申し上げます。

それでは、事務局から議案についてご説明申し上げます。

議案第1号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画、利用権設定、3件、5筆、4,787平方メートルにつきまして、茨木市長から、農業委員会会長あて、利用集積計画を定めるに当たり、審査依頼があったものでございます。

内容でございますが、1項目及び2項目の権利関係は、使用貸借権、3年の再設定、3項目及び4項目の権利関係は使用貸借権、10年の新規設定、5項目の権利関係は使用貸借権、5年の新規設定となっております。

まず、1項目及び2項目について説明いたします。借り手につきましては、農地を効率的に利用し、必要な農作業に常時従事すると見込まれます。

3項目及び4項目につきましては、茨木市が所有者から農地を借り受け新規就農希望者向けに農業の実習を行うためのほ場として利用するものでございます。

5項目につきましては、借り手は農地中間管理機構であり、所有者から農地を借り受け、転貸することについて、事前に大阪府知事との協議が行われ同意がされております。

転借人は市外在住の農業者で農地を効率的に利用し必要な農作業に常時従事すると見込まれます。いずれも農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。

よろしくご審議、賜りますようお願い申し上げます。

議長

事務局の説明は終わりましたので、これより質疑を行います。

ご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

矢頭委員。

矢頭委員

最初の部分、農業経営基盤強化促進法第18条1項、これは経過措置あるんですか。経過措置があるということは、今年4月、5月、6月の議案に関しては、特に

影響はないと判断してよろしいですか。

議 長

松下君。

事務局

今、ご意見いただいたとおりでございまして、この4月1日に農業基盤強化促進法が改正されまして、附則では、施行日から起算して2年経過する日までの間は、なお従前の例により新たに農地利用集積計画を定め及び公告をすることができるということで、旧法と趣旨は変わっておりませんので、4月から6月までご審議いただいた内容については特段、問題ございません。

矢頭委員

ということは、特に修正を加える必要がないでしょうか。

議 長

松下君。

事務局

誤りの箇所についての内容については、審議いただいた内容については、特に修正は必要ないんですけれども、皆さんのお手元にお渡ししました、議案書につきましては、表題のところと、今、基盤法、実は現行法の18条1項といたしますのは、地域計画の協議の場を設けるという規定になってしまいましたので、ですので、その部分だけは18条1項というのが、誤りということになりますので、その部分の訂正をいただきたいということでご案内させていただきました。

矢頭委員

もう1点、3項目と4項目、茨木市が借り上げる農地に関して10年間、利用権設定という形で表示されますけど、これは先ほどの説明では地域農地とか、そういう研修も含めて、農地を提供するという形で聞いているんですけど、これは10年間終わったとした、それを現況回復というか、現況に戻した上で返す形でなるのか、それとも講習を含めて考えておられるのか。

議 長

事務局、松下君。

事務局

3項目と4項目が提示しました、借り手は茨木市になっておりますが、一応、公用目的ではあるんですが、茨木市は農地として使用する計画になってまして、実習

農業のは場として一応、10年間借りる契約で申請が出てきております。

矢頭委員

具体的には水稲なんですか。

議長

その分につきましては、実習ですので畑地とかそういう形の分で、研修ほ場的なものというふうに聞いております。水稲ではありません。

議長

大川委員。

大川委員

これは、農業はじめ隊ですか。その近くなんですか。もっと、その土地が広がるっていうことですよ。

議長

事務局、松下君。

事務局

農業はじめ隊ということは、1から農業されてる方になるんで、その方の先ほどあった研修農業といいますかね、実習の場として、市が個人から農地を借りて使う計画になっております。

大川委員

すぐそばですか。

事務局

農林課長の谷田です。農林課長の立場でお答えさせていただきます。

大川委員のおっしゃっているとおり、今まで、農業はじめ隊やってたところのすぐ隣の田んぼです。はじめ隊自体は、300平米の土地しかないところですけども、来年度からは農業を担う者として、積極的に茨木市内で農業をやっていこうという人を育てていこうとしております。その環境下では、300平米の土地では足りないんで、すぐ隣接している、今のところ、遊休農地化されてる農地ですけども、そこを借り上げさせていただいて、ほ場として利用するということなんで、水稲を植える予定ではなくて畑地で、そこで指導していくという形になっております。

以上です。

議 長
辻委員。

辻委員

これは畑、提案提出されると思うんですけども、水路とか水利関係がうまくできます。入口は車で、2メートル以上あって、活動できるとか、そういう形の農地ですか？

事務局

農林課の立場でお答えさせていただきます。

そういった水利関係で影響を与えるような状況では全くございませんので、大丈夫でございます。

辻委員

普通の休耕地になってると、その水利組合がきちっと水を流してなくて、水路は多分、下水道管が用水路、そこに流れると思うんですけども、だから水の管理はうまくできるのかというか。あるいは車で来られて研修する場合、ただ普通の市民農園みたいな設置は必要ないということですか。

議 長

既に、そこで研修されてる場所ございますので拡幅ということですので、一定、駐車場等は管理しているという中で、ほ場的な研修の場が狭いので隣接地を借りきって拡大されるというふうな内容と聞いておりますが。

辻委員

それと、駅前だから府の駐車場とかなくなって、駅前の全部が再開発されるときにそういうふうに思ったけど、そうでもないんですね。

議 長

この3、4項目につきましては、泉原のほ場でございまして、茨木市というのは、駅前というのは茨木市役所の所在地。

議 長

泉原ですんで今、現状も市の所有している農地で、そういう実習農業されてると、ところが今回そういうはじめ隊というのが今後の担い手を育成するためのほ場で、場所が狭いということで考えたいなというふうな形になっております。

辻委員

分かりました。水利組合の方がきちっと管理され、本当だったら水利の管理も一

緒に相談を実行組合と、そういうふうにやってもらうほうが一番いいんだけど、今、条件は入ってないんですね。

農林課

農林課の立場でお答させていただきます。

もともと茨木農業はじめ隊というところで、300平米のところでは作業教えてはおるんですけど、その横、駐車場もありますし、今までからその地域の中で畑地ともいえるものの水管理させてもらいながらやっています。ただ、同じような形態で、その下の遊休農地化してるところをほ場として使いますので、影響はないものと考えております。

また地域の方にも、もちろんお話させてもらって、そもそも茨木農業をはじめ隊自体が地区の4実行、全て立会いのもとで研修を行っておりますので、全く問題ないという状況でございます。

議 長

よろしいでしょうか。

辻委員

はい。

議 長

他に意見等ございませんでしたら、質疑を打ち切りますのをご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。農業経営基盤強化促進法の規程による農地利用集積計画、利用権設定、3件につきましては、適当と認め承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

次に議案第2号、茨木市農業経営基盤強化促進基本構想の変更を議題といたします。

内容につきましては、農林課の職員の説明の出席を求めていますので、農林課の吉村主幹よろしく申し上げます。

農林課職員

ただいまご紹介いただきました、農林課主幹の吉村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。着座させていただきます。

それでは、私から茨木市農業経営基盤強化促進基本構想の変更についてご説明いたします。

まず、変更にある背景についてでございます。

農業経営基盤強化促進法が、令和4年5月27日に改正されまして、令和5年4月1日から施行をされております。

この法の主な改正内容ですが、地域計画の策定、農地の集約の手法など、人の確保・育成についての3点でございますが、この法改正に伴い、大阪府では大阪府農業経営基盤強化促進基本方針を令和5年6月30日に変更しております。

この大阪府農業経営基盤強化促進基本方針に調和すべく、本市においても茨木市農業経営基盤強化促進基本構想を変更いたします。

なお、法では、法律施行後6ヶ月以内に当たる9月末までに変更することとなっております。

次に、府基本方針の主な変更内容でございます。

1点目は、農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備、その他の支援に関する事項。2点目としまして、農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標でございます。他方、本市の基本構想におきましても農業を担う者の確保及び育成に関する事項や地域計画の協議の場の設置方法、地域計画の基準などを追記しております。

それでは、基本構想の主な変更箇所についてご説明させていただきます。

お手元の資料、茨木市農業経営基盤強化促進基本構想案と書かれた資料をご覧ください。

朱分けの箇所が追記・変更したところになります。まず、1ページから3ページにかけてご覧ください。これは、農業経営基盤の強化の促進に関する目標につきまして書かれておりまして、これは文言の整理と時点修正を行っております。具体的に言いますと、平成26年9月に策定しました、現行の基本構想策定前の数年間は、新規就農者が全く確保できていない状況でしたが、基本構想策定後の現在は7人の新規就農者が誕生している点を修正したほか、本市が新たに就農を希望する者に対して、先ほども説明がありましたが、研修などを実施するとともに積極的に技術や経営面などについてもサポートするなど、市の方針についてお示ししております。

次に、4ページから5ページにかけての個別経営体営農類型につきましては、現行の基本構想の7つの営農類型を踏襲しつつ、現在の本市営農類型に合致していない、野菜専作Ⅲ及び花き専作プラス水稻Ⅰを項目から削除し、改善案としまして5つの営農類型をお示ししております。

次に、7ページから9ページにかけての農業を担う者の確保及び育成に関する事項につきましては、これが法に基づき新たに追加した項目でございます。

内容としましては、大きく4項目ございまして、1点目としまして、農業を担う者の確保及び育成の考え方として、就農希望者に対して相談への対応や情報提供のほか、関係機関と連携した支援や多様な担い手をサポートすることとしております。

2点目は、本市が主体的に行う取り組みとして、大阪府の準農家制度に代わる制度の創設、農業に意欲や能力のある人材を育成するための実習や研修制度の構築。耕作放棄地を借り手が、優良農地に復元もしくは復元した土地の土壌改良をする取り組みに対する助成制度の創設などを行うこととしております。

次に、3点目ですが、関係機関との連携、役割分担の考え方として、新たに就農しようとする者や、農業を担う者を幅広く確保及び育成するために本市農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合などとの連携や役割分担について記述しております。

4点目につきまして、農業など希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集、総合提供につきましては、大阪府みどり公社内にごさいます農業経営就農センターと情報共有をすることとしております。

9ページをご覧ください。ちょうど真ん中あたりになるんですが、第5、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農業地の利用の集積に関する目標。その他、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項につきましては、府の基本方針に合わせ、面積のシェアを15%から25%程度に設定しています。

また、この目標を達成するため農地の集積、集約を推進することと併せ、地域の実情に応じた農地利用を促進することとしております。

次に、9ページから17ページにかけてですが、第6農業経営基盤強化促進事業に関する事項についてでございます。この事項につきましては大きく4項目ございまして、1点目は、地域計画に関する事項でございます。地域の協議の場の開催時期については、実行組合と協議調整の上、開催するとともに幅広い農業者の参画を図るため、市のホームページや茨木市農業実行組合長会連絡協議会などを通じて周知を図ることとしております。

また、参加者につきましては、農業者、本市農業委員会及び必要に応じて、農業協同組合などの関係者とし、地域の農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行うことに努めることとしております。また地域計画の問い合わせ窓口を農林課に設置することも記述しております。

次に、地域計画を定める区域につきましては、市街化調整区域内の農地を含む実行組合単位としております。

また、その上で様々な努力を払ってもなお農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地につきましては、市が活性化計画を作成し、総合的な利用などによる農用地の保全などをする事例についても記述しております。地域計画の作成に当たっては、大阪府などの関係機関と連携し適切な進捗管理を行い、地域計画策定後も利用権の設定などが行われているか、進捗管理を適宜実施することとしております。

2点目は、農用地利用改善事業について。農業を担う者の確保、育成等を担い手

への農地の集積・集約などにより、地域農業の発展が図られるよう適切な運用を行うこととしております。

3点目は、農業協同組合が行う農作業の委託の斡旋の促進、その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項などについて、様々な形態の農作業受委託を推進することとしております。

4点目は、利用権設定など促進事業に関する事項でございまして、農業経営基盤強化促進法の改正により、利用権設定はなくなりましたが、法施行後2年間の経過措置がございましてを記述しております。なお、内容や書きぶりにつきましては、現行、基本構想と同様でございまして。

次に18ページ及び19ページをご覧ください。

これは、新たに用語説明を追加しております。

最後になりますが、資料の誤記の修正についてでございます。20ページの1行目でございます。

別紙1、一番上、別紙1、(第5-1)の(1)⑥関係を、これを別紙1、(第6-4)の(1)⑥関係に修正。次に21ページですが、これも一番上になりますが、別紙2、(第5-1(2)関係)を別紙2、((第6-4)(2)関係)に恐れ入りますが修正いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、本日まで説明させていただきました項目や内容につきましては、国の農業経営基盤強化促進法の基本要綱及び大阪府農業経営基盤強化促進基本方針に即したのものとなっております。

以上で簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長

農林課の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

矢頭委員。

矢頭委員

1点だけ、議案1ですが、まず、本市は大阪府北部農と緑の総合事務所は、農業協同組合、農業委員会等と相互の連携のもとで指導を行うため、茨木市担い手育成総合支援協議会、これを設置するという形になってる、実際に設置されて、どういう役目を果たしてるのか、その辺を教えてください。

議長

農林課、吉村主幹。

農林課

お答えします。この担い手協議会、新たに非農家の方が農業従者になられるとき

に、そういうふうな技量とか熱量があるかというのを判断させてもらって、農業者にふさわしいかどうかというところを審議する機関でございます。

矢頭委員

設置されてますの。

農林課

もう既に設置済みでございます。

矢頭委員

それは、審査となるのは市がやってるの、そういうバックボーンは。

農林課

その協議会の中で審議をしていただいております。審査をですね。

矢頭委員

メンバーは、どういうこと。審議会のメンバー、農家さんとか当たってもメンバーがいてますやん。

事務局

メンバーはいてますね。

委員

それは、どういうものですか。

農林課

大阪府北部農と緑の総合事務所です。

矢頭委員

大阪府ですか。

農林課

大阪府も入ってますし、JAさんも入ってます。それ農業委員会の事務局も入っていただいております。

矢頭委員

今もう活動してますか。

農林課

今もしております。

矢頭委員

その報告等については、公表とか何かされてます。

農林課

公表は特にはしてないです。

矢頭委員

ホームページで公表できる形で教えてほしいですけどね。

農林課

分かりました。公表につきまして、ちゃんと議事録等もございますので、ホームページで公開するかどうか検討させていただきます。

議 長

協議会は、前から、当初からありますね。

農林課

そうですね。

議 長

ほかにございませんでしょうか。

この内容につきましては、地域計画を策定するに当たりまして、農業委員会なり他の関係者への協力して作っていくというふうな形になると思います。その説明の中身また、いろんな疑問なり出てくるかと思うんですけども、基本的には、この指針にのっかって進めていくということになっておりますので、よろしく願いいたします。

これは地域計画の関係で、基本的には調整区域は、対象調整区域だと集落単位で地域計画を策定していくということで、その協議の場を農林課がもうけて設定して開催して、その中で協議をしていただいて、地元で成案を得て、地域計画を策定していくということでもあります。

矢頭委員

もう1点よろしいですか。

議 長

矢頭委員。

矢頭委員

4 ページのところで個別経営体営農類型、これは、今は予算で水稻を減らして、その理由は何ですか。

議 長

吉村主幹。

農林課

もともと個別経営体営農類型というのは、大阪府の方針に37形態がありまして、そこから北部とか、その中で北部、中部、南河内、泉州という地域に分けてまして、そこで本市がある北部地域は、15営農類型が示されておるわけなんです。今回、水稻を削除させていただいたのは、大阪府が示されている指針から北部のところからは外れてたんで外させてもらいました。北部の営農類型から前は入ってたと思うんですが、外されてたんで外させてもらうというところでございます。

農林課

少しだけ補足させていただきます。

先ほどの話にも連動してくるんですけども、今回この農業経営基盤強化促進基本構想、市が改めますのは、そもそも法律が改正されたから改めております。改正された根底には、地域計画を立てるというのがございまして、それに基づいた改正という形になっております。ただ、市が定めます農業経営基盤強化促進基本構想ですけども、担い手協議会にかけて図る根本になっておりまして、それは新規就農者、今、我々が認定を進めております青年就農そういったものの認定の場合にも使われておりますが、もともとは国版の認定農業者認定の基準になるものでございます。そもそも大阪府で定められてる、個別経営体の営農類型いっぱいございます。その中でうちの農家さんが該当するの営農類型はどれかということが絞ってこられたのが今の状況で、確かに昔つくられてた方がおられたんですけど、今はもうされなくなったというものを落としたのが、今は7つから5つの類型に変わったという状況でございます。

議 長

矢頭委員。

矢頭委員

今、おっしゃってる、先ほどの7から5の話ですけど、実際問題、営農する形として水稻みたいで、単独でやられる場合農業として成り立たないという観点もあるんですかな。

農林課

成り立たないわけではないんですけども、例えば、これが米どころの地域であったりとかして、米専作で専業農家で誰かばりばりやられてるってところであれば、もちろんあると思います。ただ茨木市の実態の中で米専作だけというのがおられないのと、実際問題、北部地域でそういった方がおられないという形で、大阪府の下で外れたという状況でございます。逆にそういった方が、もし出てきたとすれば、また復活するというような状況だと考えております。

議 長

よろしいですか。

矢頭委員

面積的な問題もあるし、今、言われたように水稻だけやる場合は、相当の面積が必要じゃないですか。だから将来的になるには、今後そのように見込まれない率が高いですね。今の営農として成り立つのかどうかの話で、この場合、外されたんかというような、それがちょっと疑問視。

議 長

今、現在については、そういう対象がおらないと言われてますように今後、地域計画で今後、先を見越してそういう計画を立てられて、農地集約された方がそういう単独でやられるのであれば、単独でっていうのも、また変更するような状況なるかも分かりませんが、今の状況ではないというふうな形であるかというふうには思っておりますけども。

議 長

西ノ坊委員

西ノ坊委員

今の説明で理屈は、これは個別経営だけなんですわね。基本構想なんでね。新規参入、外国人とかが、最低でも500万とか1,000万とかしようと思ったら、意外と実態としては、水稻選択なんてそんなできないですわな。ある面では理解できるねんけど、例えばね、これ法人経営は駄目なんですわ。現実に、大岩なんて名前いったらだめやけど、多分あるんでしょう。なかったんならいいけどね。ただ、これが市がここに入って、そんながいっぱいできるかという議論はあるのかもしれないけどね、でも頑張ってる場所あるんやったら、せめてねしてあげてもいいのになという気がします。そもそも府が、こういうふう設定したんやからとれないという。やったら、大阪府が北部に稲作いらな思ってるんやったらそれでいいですけどね。それに従わないと市はできないんやったらいいんだけども、なんか、すごく冷たいなというか、制度なのかという気が1点だけ、これも感想ですわ。

それと、あと1点だけ、ここで言っているのか、実際の地域計画、作るとき言っているのか分かんないんですけども、活性化計画、要は農地利用認めないとか云々とか言ったときに、実は、私どもの山間部で、そのあといっぱい出てくる、あるんですね。どうすんのかなというのがあるって、実際、今度地域計画作ってあげたとしても、遊休農地パトロールないんですけども、そのときに一番弱ってるのは、昔一時、農地から農地以外に転用やられたんですけども、あれをされると正直言って残土置き場、ゴミ捨て場になってくるといのは、どんどん増えていくと思うんですよ。なんで、そこところは慎重に農地としての使い方にするのかしないのか、よう分からへんですけどね、そこだけ考えてほしいなというのが、これは今後、具体的に始まる地域に議論すればいいんだらうけどもね、かといって今更そこを農地として、できるかといったらできないとこにいっぱいあるんですけども、結局そういうところを業者が狙ってくるんで、そこになまじ道路をつくろうもんなら、あっという間にゴミ捨て場、残土置き場になっちゃうんですよ。制度的には一時保管ですと言って通っちゃうんだけどね。「一時保管置き場です。」「だから戻します。」と言ってても、戻ったためしが無いって言う。ここで言う話じゃないかもしれないけども、そこも含めて具体的に進めるときに議論をさせていただきたいなと思っております。あと2件ございますんで。

議 長

活性化計画と書いてる総合的な利用というような関係もございますけれども、これも1つは地目変更農地以外するというふうな形も増えてくると思うんですけども、それはおっしゃってるように、道路からかぶりつきの農地の地目を勝手に変えてしまうと、ずっと田の利用にされてしまうというふうな感じでございますんで、その点は、十分注意して今後検討していく内容かなと思っております。

そういうことでまた今後、地域計画、例えば中で、いろんな問題が出くると思いますが、その都度、協議して解決していかならんという見方をしておりますので、よろしくお願ひします。

他に、ご意見等ございませんでしたら、質疑打ち切りましてもご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしということで、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。茨木市農業経営基盤強化促進基本構想の変更につきましては、原案及び承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

異議なしと認め、左様を決定いたします。

事務局

ありがとうございました。

議 長

次に、報告案件に移ります。

報告 第1号、「農地法第5条第1項第6号の規定による届出（専決処理分）」、4件。

報告第2号、「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明」、1件でございますが、いずれも事務処理要領に基づき処理いたしましたものでございます。よろしく御了承賜りますようお願いいたします。

次に、報告事項でございますが、今期のふるさと農業再生委員会の活動の総括につきまして、上田副委員長から報告をお願いいたします。

副委員長

それでは、報告いたします。

ふるさと農業再生委員会の3年間の活動報告について報告を申し上げます。

農業委員及び農業利用最適推進委員会委員より農地利用の集積・集約・遊休農地の発生防止・解消などの農業委員に求められる役割を認識し、農地利用の最適化に取り組みました。

遊休農地の発生防止・解消につきましては、平成20年から遊休農地全体調査に取り組んでおり、毎年、北部、丘陵地域の委員が現地調査を実施し、保全管理や営農が再開されているか確認を行い保全管理、営農再開がされていない地域については、訪問や文章による改善指導さらに意向調査を行うなど遊休農地の発生防止や解消に取り組んでまいりました。

また、農業者が高齢化し農業の後継者が不足する中、今後、地域の農業、農地を守っていくためには、それぞれ地域での課題や農業のあり方を話し合い、地域農業の将来像を継続的に考えていくことが重要であると考え、地域の意見や要望、各委員会から聞き取りを行い、委員会に繰り返し協議を行いました。

今後は、次期ふるさと農業再生委員会においても、農業委員と推進委員が協力し、地域農業者代表者としての農業振興のために、積極的に活動をいただいきたいと思っております。

私も、農業推進員として経験をいかし微力ながら、地域農業の発展のために活動していきたいと思っております。

以上を報告させていただきます。

議長

ありがとうございました。ご苦労様でした。

引き続きまして、都市農政対策委員会の活動の総括につきまして、矢頭委員長から報告をお願いいたします。

委員長

都市農政対策委員会の活動につきましては、基本的には今ふるさと再生の部分で遊休を含めて、同じことをさしてもらったんですけど都市農業については、基本的に市街化区域が多いもので、実際、転用であがってしまっただけで遊休調査しても、住宅が建つとか、そういう傾向は今までいろいろありました。この3年間、9月ぐらいに現地調査で見回って、いろいろ回っているかんにおいて、実際、開農されてるところもあったし、また同じように開農されないところもたまたまある状態であります。そのまま都市農政、特に担い手の関係もありまして、あるいは相続の関係もあって、実際、相続落ち着いた人については、ほとんどそこに住んでもらって、どこぞのマンション住まいとか、要は、農業する者は知らないというような状態になっております。都市農政に関係する調査等を、特に遊休農地に対しては、今後もやっぱり根強くやっていかなあかんという気持ちはあります。

また、都市農政に関しては、全体的に全国の農地からしたら、1.4%ぐらいしか農業する者がいないというような、農水省のホームページに載ってるんですけど、ただ都市農政の経営自体は全国で10.4%あるということです。

それから、都市農政の保全を希望するアンケートについては、特に人口密度1平米当たり5,000人を超える大都市におきましては、75%が保全を希望すると、ただし小規模の市町村については消極的な意見が多いというのは、一応、調べさしてもらった経緯であります。

また、保全に関連する、一つの方法としては生産緑地指定とか、そういう意味でできるだけ農地を保全してほしい施策を持っておりますが、現実、今、最初、相続関係もあって、なかなか持ち続けということは厳しい状態になっておりますので、今後、農業委員、推進委員さんとともに、こまかい点において、いろいろと現地調査を含めてやっていきたいなと思っておりますので、農地、都市農政そのものについてやっぱり今後、特に遊休に関しては、こまかい点において、いろいろと現地調査を含めてやっていきたいなと思っておりますので、都市農政そのものはやっぱり、例えば防災関係とか、いわゆる環境問題とか、都市と農地が関係である部分に体験・交流とかいう、要は、都市農地、そういうのは、有効に使われてほしいというのは本音でありまして、特に遊休地においては、農地そのものを有効に使いたいという方向で、さっこの空き地あたりもありますし、農地も含めて、なかなか所有者が分からんところもあったりして、高齢も含めて、あるいは未来・・・ありますので、農業委員、推進委員とともに、農用地の課題についての後継をしてやっていきたいと思っております。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

両委員会におかれましては、熱心に取り組んでいただきご苦勞様でございました。

議 長

以上、本件の案件は全て議了いたしました。

なお、今期、第24期の委員の任期は、7月19日でございますが、全員が揃いましたの会議は、本日をもちまして、全て終了いたしました。

上記会議の顛末を記録し、茨木市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年7月14日

茨 木 市 農 業 委 員 会

議 長

署名ずみ

署名委員

署名ずみ

署名委員

署名ずみ
